平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

# 鳥取県人事委員会規則第11号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削り、移動 後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存 在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

#### (教育職給料表)

- て適用する。
- (1) 高等学校又は特別支援学校の校長、副校長、 教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実 習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任、講師(常時 勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務 の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」とい う。)に限る。)、助教諭、養護助教諭、実習助 手及び寄宿舎指導員
- (2)及び(3) 略
- (4) 観光政策課の専門員(世界ジオパークネット ワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)
- (5) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関 との調整強化を担当する者に限る。)

### <u>(6)</u> 略

- (7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び 専門員、保育専門学院の部長及び講師、鳥取看護 専門学校の副校長、教務主幹、教務主任及び講師 並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教 務主幹、教務主任及び講師
- (8) 男女共同参画センターの企画員(学校との連 (7) 男女共同参画センターの副主幹(学校との連

#### (教育職給料表)

- 第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し|第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し て適用する。
  - (1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、実習教諭、寄宿舎主 任、寄宿舎副主任、講師(常時勤務する者及び地 方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「短時間勤務職員」という。)に限 る。)、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿 舎指導員
  - (2)及び(3) 略
  - (4) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副 主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するも <u>の</u>に限る。)

### <u>(5)</u> 略

- (6) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び 専門員、保育専門学院の次長(教務の職務を行う 者に限る。)、部長及び講師、鳥取看護専門学校 の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護 専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及 び講師

携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (9) 略
- (10) 略
- (11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支 援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管 理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、 管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教 育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は 家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び 社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係 長及び文化財主事、体育保健課の指導主査、健康 教育係長、体育係長及び指導主事並びにスポーツ 振興課の生涯スポーツ係長、競技スポーツ係長及 び指導主事
- <u>(12)</u> 略
- (13) 略
- (14) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機 関との調整強化を担当する者に限る。)
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- 2 略
- 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
- (1) 中学校又は小学校の校長、副校長、教頭、教 諭、養護教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者 及び短時間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護 助教諭
- (2)~(4) 略
- (5) 観光政策課の専門員(世界ジオパークネット ワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。)
- (6) 子ども発達支援室の副主幹(学校等関係機関 との調整強化を担当するものに限る。)
- <u>(7)</u> 略
- (8) 略
- (9) 男女共同参画センターの企画員(学校との連 携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (8) 略
- (9) 略
- (10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支 援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管 理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、 管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教 育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は 家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び 社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹 (社会教育又は学校教育を担当する者に限る。) 及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係 長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、 健康教育係長、体育係長及び指導主事
- <u>(11)</u> 略
- <u>(12)</u> 略
- <u>(13)</u> 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技 スポーツ係長及び指導主事
- 用する。
- (1) 中学校又は小学校の校長、教頭、教諭、養護 教諭、栄養教諭、講師(常時勤務する者及び短時 間勤務職員に限る。)、助教諭及び養護助教諭
- (2)~(4) 略
- (5) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副 主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するも のに限る。)
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 男女共同参画センターの副主幹(学校との連 携及び学校における啓発に関する業務を担当する 者に限る。)

- (10) 略
- <u>(11)</u> 略
- (12) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理 係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の 指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家 庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社 会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指 導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主 査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者 に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主 査、文化財係長及び文化財主事、体育保健課の指 導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事並 びにスポーツ振興課の生涯スポーツ係長、競技ス ポーツ係長及び指導主事
- <u>(13)</u> 略
- <u>(14)</u> 略
- (15) 博物館の専門員及び学芸員補(学校等関係機 関との調整強化を担当する者に限る。)
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- <u>(19)</u> 略

# 4 略

# (研究職給料表)

- をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- <u>(5)</u> 略
- (6) 水産試験場の場長、次長、部長、室長、特別 研究員及び研究員
- (7) 略
- (8) 略
- <u>(9)</u> 略
- <u>(10)</u> 略

- (9) 略
- <u>(10)</u> 略
- (11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主 事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理 係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の 指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家 庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社 会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指 導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主 査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者 に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主 査、文化財係長及び文化財主事<u>並びに体育保健課</u> の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主 事
- <u>(12)</u> 略
- (13) 略
- <u>(14)</u> 略
- <u>(15)</u> 略
- (16) 略
- <u>(17)</u> 略
- (18) スポーツセンターの生涯スポーツ係長、競技 スポーツ係長及び指導主事
- 4 略

## (研究職給料表)

- 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等 をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員 で、次に掲げるものに適用する。
  - (1) 文化政策課の学芸員
  - (2) 略
  - (3) 略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - <u>(6)</u> 略
  - (7) 水産試験場の場長、室長、特別研究員及び研 穷昌
  - (8) 栽培漁業センターの所長、室長、特別研究員 及び研究員
  - (9) 略
  - (10) 略
  - <u>(11)</u> 略
  - <u>(12)</u> 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し|第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し て適用する。

(1)~(6) 略

(7) 福祉保健部の医療政策監

用する。

(1) 略

- (2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の保健衛生 係長(人事委員会が定めるものに限る。)及び衛 生技師
- (3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が 定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定 めるものに限る。)、参事(人事委員会が定める ものに限る。)、環境・循環推進課の課長(人事 委員会が定めるものに限る。)、課長補佐(人事 委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員 会が定めるものに限る。)、副主幹(人事委員会 が定めるものに限る。)及び衛生技師並びに生活 安全課の課長、課長補佐(人事委員会が定めるも のに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに 限る。)、動物・鳥獣係長、動物・自然公園係 長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略

(医療職給料表)

て適用する。

(1)~(6) 略

- 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適 用する。
  - (1) 略
  - (2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師
  - (3) 総合事務所生活環境局の局長(人事委員会が 定めるものに限る。)、副局長(人事委員会が定 めるものに限る。)、環境・循環推進課の課長 (人事委員会が定めるものに限る。)、課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人 事委員会が定めるものに限る。)、環境衛生係 長、副主幹(人事委員会が定めるものに限る。) 及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐 (人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人 事委員会が定めるものに限る。)、食品係長、動 物・自然公園係長、副主幹(人事委員会が定める ものに限る。)及び衛生技師

(4)~(7) 略

3 略

この規則は、平成21年4月1日から施行する。